

こども食堂物価高騰対策事業に係るQ & A

Q 1	どのような制度なのか……………	1 頁
Q 2	対象期間はいつか……………	1 頁
Q 3	補助金額はいくらになるか……………	1 頁
Q 4	支給要件は……………	2 頁
Q 5	別表 1 の原則とは……………	4 頁
Q 6	いつ振り込まれるのか……………	4 頁
Q 7	振込口座は個人名義でも問題ないか……………	4 頁
Q 8	他事業による支援金・補助金等を受給済の団体は支給対象となるのか……	5 頁
Q 9	申請期限はいつか……………	5 頁
Q10	申請窓口はどこになるか……………	5 頁
Q11	申請時に提出する書類は……………	5 頁

「こども食堂物価高騰対策事業」に係る Q & A

（問１）どのような制度なのか。

- 「こども食堂物価高騰対策事業」は、物価高騰により大きな影響を受けているこども食堂の経済的負担の軽減を図るため、申請により支給要件を満たすと認められた民間支援団体に対し補助を行うものです。

（問２）対象期間はいつか。

- 令和７年４月１日から令和７年９月３０日までの６ヶ月間が対象となります。

（問３）支給要件を満たした場合の補助金額はいくらになるのか。

- 対象期間中、こども食堂を開催した実績（開催回数÷６）を判断基準として、以下の区分の金額を支給します。

①おおむね月１回以上開催（６回以上開催）	補助金額	31,000円
②月２回以上開催（１２回以上開催）	補助金額	62,000円
③月４回以上開催（２４回以上開催）	補助金額	124,000円

（問４）支給要件について教えてほしい。他の補助金をもらう場合はどうなるか。

- 官民間問わず、他の補助金を利用する場合は、二重で補助を受け取った場合、後日、返還を求める可能性が発生しますので、当補助金と重ならないように留意してください。

- 下記の①、②、③の全てを満たすことを支給要件としています。（①が前回と変わりました）

①対象期間中６回以上、かつ、２月（ふたつき）以上こども食堂を開催していれば対象となります。

②対象期間中においてこども食堂を開催した際のこどもの平均利用人数が5人以上であれば対象となります。

③県内民間支援団体の実績から、こどもの利用料が一人300円以下を対象とします。

※ 対象期間中に支援の実施を開始する場合は、県が実施している「子どもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業」が有利ですので活用をご検討ください。

ただし、②については、開催日数が多いが参加人数が少ない場合は補助金支給の要件に該当しない可能性があることから、特例として、②こどもの平均利用人数が5人未満の場合で、かつ、対象期間中のこどもの利用人数を開催月数で割ると平均利用人数が5人以上となる場合に限って、月1回以上開催に該当するものとして取り扱います。(例3)

(例1) 対象期間中の5、6月は月1回、7、8月は月5回こども食堂を開催したが、9月は実施しない(予定)。

月平均のこどもの参加人数は5、6月は10人。7、8月は100人。利用料は無料だった。

① 開催回数及び月数

開催回数 $(1 + 1 + 5 + 5) = \underline{12回}$. . . 該当

5～8月開催 = 4月 . . . 該当

② こどもの参加人数

$(10人 \times 2月 + 100人 \times 2月) \div 6 = \underline{37人}$. . . 該当

③ こどもの利用料 無料 . . . 該当

となり、①～③全てを満たし、月2回以上開催に該当するため、補助金額は62,000円

となります。

(例2) 7～8月は夏休みがあり月3回ずつ開催した。こどもの利用は月平均15人で、
利用料は無料だった。

① 開催回数及び月数

3回×2月＝6回開催 . . . 該当

7, 8月 2月開催 . . . 該当

対象期間中で6回以上のため、月1回開催として検討すると

② 1回平均のこどもの利用人数

15人×2月÷6回＝5人 . . . 該当

③ こどもの利用料 無料 . . . 該当

となり、①～③全てを満たし、月1回以上開催に該当するため、補助金額は31,000円
となります。

(例3) 4～8月は月4回開催済。9月も4回開催予定である。こどもの利用は月平均16人で、
利用料は無料である。(②月4回以上開催とするとこどもの平均利用人数が5人以上の要件
を満たさないが、月2回以上開催と考えると認められる場合)

① 4～8月＋9月＝24回 . . . 該当

対象期間中、月4回以上開催(24回以上)に該当するが

② 1回平均のこどもの利用人数 月16人×6ヶ月÷24回
＝96÷24回＝4人 . . . 該当しない

となり月4回以上開催では補助金の要件に該当しません。

しかし、この利用者数96人を月2回以上開催として考えると、

② 月 16 人 × 6 ヶ月 ÷ 12 回 = 96 人 ÷ 12 回 = 8 人

となり、1 回開催当たり 5 人以上の利用があるものに該当します。

③ こどもの利用料 無料 . . . 該当

となり、①～③全てを満たし、月 2 回以上開催に該当するため、補助金額は 62,000 円

となります。

(問 5) 補助金交付要綱別表 1 に「原則」とあるが、例外があるのか。

○災害等特別の事情によりやむを得ずこども食堂を開催出来なかった場合は計画を実施したものと見なすことが可能です。

特別の事情に当たるか等 ご不明な点はお問い合わせくださるようお願いいたします。

(問 6) いつ振り込まれるのか。

○対象期間後、実績報告（簡易な物）をしていただきます。書類等に不備が無い場合は、その後、1 ヶ月以内に支給を完了する予定です。

(問 7) 振込口座は個人名義でも問題ないか。

○振込口座は支援団体名又は支援団体代表者名の口座を記載していただきますが、代表者からの委任状があれば、委任先名義の口座へ振り込むことは可能ですので、請求書を提出する際に委任状の添付をお願いします。

(問 8) 他事業による補助金等を受給している支援団体は支給対象となるのか。

○対象期間中に県（地域・家庭福祉課）が実施する『こどもの居場所生活支援事業立ち上げに関す

る補助事業』を利用した民間支援団体は対象外となります。

国・市町村が実施する他事業の補助金等を受けている又は受ける予定の民間支援団体等も支給対象としますが、他の補助金等の規定において当該補助金以外の交付を受けることを認められていない場合がありますので、申請前に確認をお願いします。

（問 9）申請期限はいつか。

○申請期限は令和 7 年 9 月 1 日（月）となります。

事業概要について 7 月 3 0 日より県ホームページに掲載し、事業案内及び募集を行っています。

また、より確実に情報が届くよう、あきたこども応援ネットワークに登録している民間支援団体（情報非公開を除く）に対し、事業案内等をメールや郵便で送付しております。

県ホームページ上から様式等をダウンロード出来ない等、申請書類等一式が必要となる場合は、地域・家庭福祉課保護チームまでご連絡ください。

申請書類等一式を郵送させていただきます。

（問 10）申請窓口はどこになるのか。

○県地域・家庭福祉課保護チームへの申請をお願いします。郵送、メールでの申請も可能です。

県ホームページ上にエクセル及びPDF形式で保存した申請書等一式（様式、委任状、請求書）を掲載しており、ダウンロードしてご使用いただけます。

（問 11）申請時に提出する書類は。

○補助金申請に必要な書類は以下のとおりです。

① 補助金交付申請書（様式第 1 号）

- ② 対象期間（を含む）事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 支援団体等概要書（様式第 3 号）
- ④ ③概要書の記載内容を確認出来る資料（あれば写し）
- ⑤ その他、必要と認めた書類（④で不足が生じた場合のみ）

ご不明な点についてはお問い合わせくださるようお願いいたします。

【こども食堂物価高騰対策事業費補助金に関する問い合わせ先】

秋田県健康福祉部

地域・家庭福祉課保護チーム 高橋、岡本 TEL 018-860-1314

FAX 018-860-3844

メールアドレス chifuku@pref.akita.lg.jp